

河合町部活動地域移行に伴う整備委員会設置要綱（案）

令和5年7月
河合町教育委員会

（設置）

第1条 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）に基づき、河合町立中学校における休日の部活動の地域移行について検討、協議するとともに、その体制整備を図るため、河合町部活動地域移行に伴う整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）地域移行の取組方針に関すること。
- （2）地域移行の運営体制に関すること。
- （3）地域移行に係る環境整備に関すること。
- （4）その他、地域移行に必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は15名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）教育委員会代表
- （2）学識経験者
- （3）河合町のスポーツ、文化関係団体の代表
- （4）町立学校の代表
- （5）町立学校保護者代表
- （6）その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和7年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。